

# Actus Newsletter(資産税)

## 特例事業承継税制について

中小企業の事業承継を税務面から支援する「事業承継税制」が今注目を浴びております。また、その事業承継税制の特例措置は、贈与税や相続税の納税を最大 100%猶予できる制度であり、事前に特例承継計画の提出が必要で、その期限が「令和 6 年 3 月末」に迫っております。そこで今回は、特例事業承継税制について、制度の概要と手続きについて解説します。

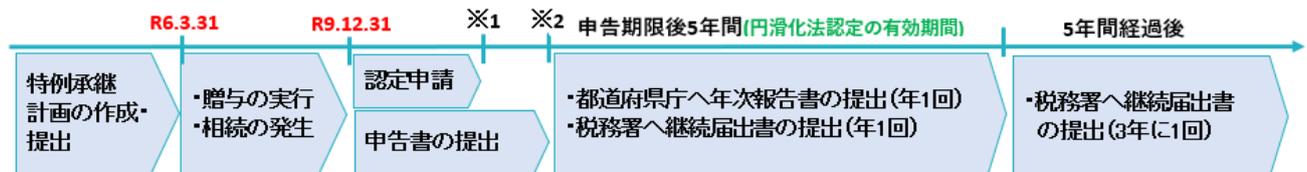
### ■特例事業承継税制の概要

法人版事業承継税制は、後継者が、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合に、一定の要件のもと、その贈与税・相続税の納税を**猶予**する制度です。猶予された贈与税・相続税は、後継者の死亡等の事由により、納付が**免除**されます。平成 30 年度税制改正で、従来の「**一般措置**」に加え、10 年間の措置として「**特例措置**」が創設されました。特例措置と一般措置の違いは以下のとおりです。

項目	特例事業承継税制（特例措置）	事業承継税制（一般措置）
計画策定	特例承継計画の提出が必須 (提出期限:令和 6 年 3 月 31 日)	不要
適用期限	令和 9 年 12 月 31 日までの贈与・相続等	なし
対象株式	全株式	株式総数の最大 3 分の 2 まで
納税猶予割合	贈与:100% 相続:100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大 3 人の後継者	複数の株主から 1 人の後継者
相続時 精算課税	60 歳以上の者から 18 歳以上の者への贈与(第三者も可)が対象	60 歳以上の者から 18 歳以上の推定相続人又は孫への贈与が対象
雇用確保 要件	認定支援機関等が一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予の取消は無かったものとして取り扱われることになり、 <b>実質的に要件が撤廃</b>	常時使用する従業員数が 5 年平均で贈与又は相続等時の従業員数の 80%を下回った場合、納税の猶予は打ち切り

### ■特例事業承継税制適用における手続き

特例事業承継税制の適用を受けるためには、特例承継計画の提出、都道府県知事の認定申請、税務署への申告等の手続きが必要になります。特例承継計画の作成には**認定支援機関の指導及び助言**が必要です。



※1 贈与税…贈与年の 10 月 15 日から翌年 1 月 15 日まで。相続税…相続開始の翌日から 8 ヶ月以内

※2 贈与税…贈与の翌年 3 月 15 日まで。相続税…相続開始の翌日から 10 ヶ月以内

### ■特例事業承継税制における免除・納税事由

特例事業承継税制は、一定の要件のもとで贈与税・相続税の納税が**猶予**されますが、あくまでも猶予であり、納税が**免除**されるわけではありません。下記表の左側の**免除事由**が生じたときにはじめて猶予税額が**免除**されます。一方で要件を満たさなくなった場合には猶予税額を**納税**しなければなりませんので注意が必要です。また、経営環境の変化により株価が下落した場合に、承継時との納税差額を免除する減免制度もあります。

項目	猶予税額が <b>免除</b> される場合	猶予税額を <b>納税</b> しなければならない場合
事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者の死亡</li> <li>先代経営者の死亡(相続税の対象となる)</li> <li>会社の倒産・次の後継者へ贈与 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者が代表権を有しないこととなった場合</li> <li>同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合</li> <li>株式等を譲渡した場合・会社が解散した場合 等</li> </ul>

### ■特例事業承継税制の対象となる特例後継者の要件

特例後継者は、**特例承継計画に記載された後継者**であり、**50%超の同族株主グループ**に属していることが要件となります。さらに贈与税については、**贈与時に 18 歳以上で代表者であること、贈与の直前において 3 年以上役員であること**が必要です。また、相続税については、**相続開始の直前において役員であること**(贈与者が 70 歳未満で死亡した場合を除く)、**相続開始から 5 ヶ月後に代表者であること**が要件となります。

# 相続のことなら アクタスにおまかせください

## アクタスサービスラインナップ

### 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。  
年間100件以上の申告実績がある  
アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、  
書面添付制度の導入により税務調査の  
対策を随時おこなっています。

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ  
に対応し、税金の不安をいち早く  
解消させます。

### 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での  
評価と相続税を計算し、現状を分  
析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ  
う自筆証書遺言や公正証書遺言の  
作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A  
まで含め、様々なパターンによる  
事業承継をサポートいたします。

### 相続後のご相談

#### 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活  
用した節税、保険加入や不動産の  
提案など様々な節税対策を支援し  
ます。

#### 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却  
を支援します。

#### 譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、  
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！